

意見書案 (令和5年9月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	福島原発事故の汚染水の海洋放出を中止するよう求める意見書 (案)	日本共産党	2
2	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の廃止を求める意見書 (案)	日本共産党	3
3	2025年日本国際博覧会を中止するよう求める意見書 (案)	日本共産党	4
4	欠陥機オスプレイの配備撤退を求める意見書 (案)	日本共産党	5
5	東京都道の無電柱化を早期に実現を求める意見書 (案)	A G O R A	6
6	有機フッ素化合物 (P F A S) 汚染問題で全ての情報を米軍に公開することを求める意見書 (案)	A G O R A	7
7	核兵器禁止条約への参加を国に求める意見書 (案)	A G O R A	8
8	婚姻の平等を求める意見書 (案)	A G O R A	10
9	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書 (案)	公明党	11
10	脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー (循環型経済) の推進を求める意見書 (案)	公明党	12
11	ブラッドパッチ療法 (硬膜外自家血注入療法) に対する適正な診療上の評価等を求める意見書 (案)	公明党	14

福島原発事故の汚染水の海洋放出を中止するよう求める意見書（案）

岸田政権は8月24日、福島第一原発の汚染水（アルプス処理水）を海洋放出しました。2015年8月24日に政府が国民、福島県民と交わした「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」という約束を公然と投げ捨てるものであり、断じて許されるものではありません。全国漁業協同組合連合会の坂本雅信会長は、8月21日の岸田首相との会談で「海洋放出については依然として反対するという立場を堅持する」と断言しました。この声に聞く耳も持たず約束も守らない、民主主義の根幹を揺るがすものと言わざるを得ません。

汚染水の海洋放出は、漁業のみならず加工・輸送・卸業や観光への様々な影響が出ることは避けられず福島の復興にも大きな障害となります。原発事故を引き起こした東京電力や政府が、その責任を脇に置いて、福島の復興に大きな障害をもたらすことを、被害者に押しつけることは許されません。

福島大学をはじめとした専門家グループは、壊れた原子炉建屋内への地下水の流入を止め汚染水を増やさないための技術的・科学的提案をしています。にもかかわらず政府と東京電力は海洋放出ありきでまともに検討すらしていません。原子炉建屋への地下水の流入を止める「広域遮水壁」建設や、放射性物質の海洋放出を回避する「大型タンク貯留案」「モルタル固化処分案」などの対策を真剣に検討し対策を講ずるべきです。

また、この汚染水海洋放出について日本の漁業関係者はもちろん、近隣諸国の理解を得ることも日本政府としての大事な責任であり、今の事態を解決する責任も日本政府にあります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を要望します。

記

- 1 汚染水（アルプス処理水）の海洋放出を中止すること。
- 2 原子炉建屋内への地下水流入を止める「広域遮水壁」建設案や、放射性物質の海洋放出を回避する「大型タンク貯留案」「モルタル固化処分案」などの対策を真剣に検討し対策を講ずること。
- 3 中国政府と事態の打開に向けた真剣な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣 宛て
衆議院議長
参議院議長

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の 廃止を求める意見書（案）

1971年、公立学校の教員に残業代を支給せず、その代わりに給与額の4%を新たに支給するなどの法律（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法。以下、「給特法」という。）を定めました。

時間外勤務を命じることができるのは、（1）生徒の実習、（2）学校行事、（3）職員会議、（4）災害など緊急事態からなる「超勤4項目」に限るとされ、労働基準法37条の労働時間外における割増賃金の規定が除外されていることから、国は数十年間、勤務時間の調査すら行いませんでした。教員にも適用される1日8時間労働の原則も、さらに、教員には原則的に残業命令を出さないという条文を盾に、子どもの成績つけなどで残業しても、「命令が出ていないから労働時間ではない」と正当化し、給特法のもとでのこうした実態は、関係者が言うように「定額働かせ放題」そのものです。

給特法の法案審議の際、「残業代をなくせば労働時間が無定量になる」との反対意見に、政府は「そういう批判はおこりえない」と主張しました。しかし、その後の経過は、残業代の不支給が長時間労働の温床となることを事実で示しています。2021年のさいたま地方裁判所判決は「給特法は、もはや教育現場の実情に適合していないのではないか」と疑問を投げかけました。

政府与党は、残業代の不支給は変えず、調整額を4%から10%以上に引き上げる提案を行っています。それは月1万数千円程度の追加支給で「定額働かせ放題」を続けるものです。多くの教員が「現場のことを分かっていない」「お金が欲しくて言っているのではない」と声を上げています。教員たちが求めているのは、長時間労働を抑制するための残業代制度の適用です。

政府与党は、残業代制度がなじまない理由に、残業時間の認定が大変になることなどを挙げます。しかし、私立学校や国立大付属学校では残業代を現に支給しており、理由にはなりません。

教員の長時間労働の解決は待ったなしです。それに不可欠な教職員の定数増と合わせ、長時間労働の温床である「残業代不支給制度」を廃止すべきです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、給特法の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣 宛て
衆議院議長
参議院議長

2025 年日本国際博覧会を中止するよう求める意見書（案）

2025 年 4 月に、大阪湾の人工島・夢洲（ゆめしま）で開催予定の 2025 年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）において、参加国の海外パビリオンなどの建設の遅れが深刻になっています。

日本国際博覧会協会は、建設業の残業時間の上限規制を、大阪・関西万博には適用しないよう政府に要望していますが、遅れを取り戻すためにサービス残業や長時間労働を強いる危険性が高く、労働者の命と安全を脅かすことにつながりかねません。これは、大阪・関西万博のテーマにもふさわしくありません。

また、物価高騰が国民の生活を圧迫する一方、資材費高騰、人手不足などで会場建設費が上振れをしており、大阪・関西万博とカジノを中核とする統合型リゾート（IR）建設計画に関連するインフラ整備費が、当初額の約 3,400 億円から約 7,500 億円へと膨れ上がっています。

岸田首相は、2025 年 4 月の開幕に間に合うよう政府主導で取り組むことを指示しましたが、大阪府民および国民の負担がどこまで広がるのかわかりません。今、ここで中止を決断することが、国民の負担を膨らませないためにも必要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、大阪・関西万博の中止を決断し、物価高騰やコロナ禍で苦しむ府民や国民の暮らしをもっと大事にするよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

国際博覧会担当大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

欠陥機オスプレイの配備撤退を求める意見書（案）

8月27日、オーストラリア北部の島で合同訓練中の米海兵隊の垂直離着陸機MV-22 オスプレイが墜落し、3人が死亡し、5人が病院に搬送されました。昨年、2機が相次いで墜落し、わずか2年で3機が事故で墜落し、12人が死亡しています。オスプレイは、開発段階から重大事故が相次いでおり、空軍のCV-22を含めれば、死者は1992年以来の累計で57人となっており、戦闘ではなく、すべて事故という異常事態です。

オスプレイは、両翼に回転翼機とエンジンを有し、ローターの角度を変えることで固定翼機のようにも、ヘリコプターのようにも飛行できることを特性としていますが、昨年発覚したHCE（回転翼に動力を伝達するクラッチの不具合=ハード・クラッチ・エンゲージメント）など、様々な欠陥が露呈し、「構造的欠陥機」と指摘されています。

日本には現時点で、米軍と自衛隊合わせて44機のオスプレイが配備されています。オスプレイの安全性をめぐっては、各地で不安の声が繰り返し上がっていますが、浜田防衛大臣は8月29日の記者会見で、「現時点で飛行の停止を求めることまでは考えていない」と明言しています。

しかし、米軍と自衛隊が運用するオスプレイ配備をめぐり、制御不能に陥る危険を知らながら、国民に隠蔽（いんぺい）して配備を強行した疑いももたれています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、これだけの事故が続いている以上、乗組員だけでなく住民を巻き込んだ事故が起きる前に、欠陥機オスプレイの配備・撤退を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

東京都道の無電柱化を早期に実現を求める意見書（案）

東京都は、平成 29 年「東京都無電柱化推進条例」を制定し、積極的かつ計画的に無電柱化を推進しています。しかし、東京都では区市町村道を含め面的な無電柱化はまだまだ道半ばの状態です。

小池百合子都知事は「無電柱化の歩みをこれまで以上に一層推進するため「電柱を減らす」「これ以上電柱を増やさない」「無電柱化の費用を減らす」の「無電柱化 3 原則」の下、整備規模倍増による都道や臨港道路等のスピードアップすることを宣言しています。この東京都無電柱化推進計画に基づき、現在の道路改修に加え、新設・拡幅工事の双方で事業を推進しており、令和元年度末現在の都道の地中化状況は、整備対象延長 2,328km のうち 986km が地中化され、地中化率は 42%となっています。内訳としては、区部での整備対象延長 1,288km のうち 783 km が地中化され、地中化率 61%となっています。

しかし、文京区においては、不忍通りをはじめとする都道において、東京都無電柱化推進計画が出されて以降、進んでいないのが現状です。

阪神・淡路大震災を経験し、倒壊した電柱が避難や救急活動の妨げになる事例が問題になりました。東京都の事例でも、令和元年には、台風により島しょ地域で大規模な停電や通信障害など甚大な被害が発生しています。いつ起きてもおかしくない首都直下地震や強大化する台風などによる電柱倒壊、大規模停電などを防ぐため、無電柱化への取組みをさらに加速しなければなりません。

よって、文京区議会は東京都に対し、都道の拡幅及び無電柱化を急ぐことを強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

有機フッ素化合物（PFAS）汚染問題で全ての情報を 米軍に公開することを求める意見書（案）

有機フッ素化合物は、環境残留性が高く、血液中に蓄積する、臓器や胎児に危険を及ぼす、がんの原因になる等の可能性が指摘されています。2020年1月に横田基地近くの井戸から、1,340ng/Lの有機フッ素化合物（PFOS+PFOA）、多摩の水道で高濃度の有機フッ素化合物が検出されたことが報道されました。この薬品は、特殊な軍用機の火災訓練等に用いられる泡消火剤に含まれていて、一般家庭の消化器には含まれません。

東京都環境局の調査では、多摩地域を中心に、高濃度の有機フッ素化合物による井戸水の汚染が確認され、区部の世田谷区、文京区においても国の目標値を上回る値が検出されています。

横田基地では、過去に使用されていた有機フッ素化合物を含む泡消火剤が大量に漏出する事故が発生していることが明らかになりました。東京都が水質を監視しているモニタリング拠点である横田基地近くの井戸から、平成30年に高濃度の有機フッ素化合物が検出され、住民から横田基地への立入調査を求める声が上がっていました。しかし、日米地位協定により、日本に駐留する米軍には日本の法令が適用されず、国や自治体による立入調査は認められていません。平成27年に締結された日米地位協定の環境補足協定においては、立入りが認められるのは「環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生した場合」とされ、過去に発生した漏出事故等についての立入調査は認められていません。防衛省も「米軍との信頼関係がある」として、米軍側に、詳細な泡消火剤の保管量、使用量についての公開・開示を求めています。

日米地位協定を抜本的に見直し、駐留する米軍に対して、環境基準を定める日本の法令を適用し、有機フッ素化合物が含まれる泡消火剤の使用についての立ち入り調査、自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りを保障することが必要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、日米地位協定の抜本的な見直しのもとで、有機フッ素化合物に関係する根源調査を行い、その情報を全て開示することを強く米軍に要請することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

核兵器禁止条約への参加を国に求める意見書（案）

2023年5月、第49回先進国首脳会議（G7広島サミット）が開催され、G7のみならず多くの招待国首脳が一堂に会し、広島平和記念資料館の訪問、原爆慰霊碑への献花黙とうを捧げた姿が全世界に配信されました。特に、ウクライナのゼレンスキー大統領が同地に記した「現代の世界に核による脅しの居場所はない」という言葉は重く、核兵器廃絶に向け、唯一の被爆国日本こそが「核なき世界」を実現するためのリーダーシップを発揮すべきという国民意識が高まっています。

同サミットにおいては、「核兵器の不使用の重要性」「核戦力の懸念に対する透明性」などを内容とする「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」が合意されましたが、核抑止力を前提としているとして、2017年にノーベル平和賞を受賞した核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は失望の声明を発表しました。さらに、広島県知事、広島市長、長崎市長も相次いで広島ビジョンを批判するなど、核保有国の論理を中心とするG7や核兵器不拡散条約（NPT）の枠組みによる核軍縮への期待は萎み続けています。

NPTは1970年に発効し、国連のほとんどの加盟国が参加する世界最大の核軍縮の枠組みではあるものの、核抑止力を維持するため、非人道性を明確には認めておらず、核兵器の使用を否定する表現を避け続けています。また、NPT再検討会議は2015年・2022年と2回連続で決裂しており、2026年の第11回NPT再検討会議に向けた第1回準備委員会が2023年7月31日から8月11日までオーストリアで開かれていましたが、参加国の合意が得られず議長総括が見送られました。

一方、核兵器禁止条約（2021年発効）は、核兵器の非人道性や被害者支援を明記しており、2023年8月現在、世界92か国が署名し、68か国が批准しています。2022年に開かれた第1回締約国会議は署名・批准国以外にも33か国がオブザーバー参加しました。日本からも広島市長、長崎市長がスピーチを行っています。さらに、アメリカの「核の傘」に頼る北大西洋条約機構（NATO）加盟国であるドイツなどの代表からも核兵器をめぐる対話の大切さについてオブザーバーとして発言しています。

日本は、核兵器禁止条約を重要な条約とするに止まっており、オブザーバーとしても参加しないとしていますが、核保有国と非核保有国の橋渡しを目指すためには、核軍縮に向けた対話の機会を逃すべきではありません。

特に、公明党は、条約発効当初から締約国会議へのオブザーバー参加を求め続けており、2023年11月にアメリカで予定されている第2回締約国会議についても改めて参加を求めるなど、政府与党でも核兵器禁止条約締約国との連携を求める声は大きくなっています。また、本年8月5日原爆忌に広島で行われた核兵器廃絶に向けた日本の役割を話し合う与野党幹部らの討論会では、全ての野党がオブザーバー参加すべきと主張しました。

全国約93%が非核宣言を行っている地方自治体からも大きな期待があります。有志自治体が加盟する日本非核宣言自治体協議会は長崎で今年5月、締約国会議へのオブザーバー参加を政府に求める決議を採択しました。

被爆地広島選出の岸田首相には、その「聞く力」で国民の平和と非核への願いを汲み取り、ご自身のライフワークである核軍縮に向けて世界をリードされることを国民は願って止みません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、核兵器禁止条約への態度について、以下のことを強く求めます。

記

- 1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること
- 2 第2回核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバーとして参加すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

婚姻の平等を求める意見書（案）

2023年5月30日、名古屋地方裁判所で、同性婚を認めていない民法などの規定が憲法違反であるとして国に賠償を求める訴訟において、2021年札幌地方裁判所に続き、全国で2例目となる違憲判決が言い渡されました。

特に、憲法24条2項については、上記判決のみならず、2022年東京地方裁判所、2023年福岡地方裁判所においても違憲状態との判断が示されています。憲法24条2項は、婚姻や家族に関する立法は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚」とされており、名古屋地方裁判所判決においては、「重大な人格的利益を受ける法律婚から同性カップルを一切排除することは合理性を欠く」としています。

また、2つの地方裁判所で違憲判断が出ている憲法14条（法の下での平等）についても、「婚姻の法的効果の一部ですら享受できない（札幌地方裁判所）」「自らの選択・修正する余地のない性的指向を理由に、同性カップルの婚姻に制約を課している（名古屋地方裁判所）」と指摘されています。

パートナーが同性というだけで異性間の婚姻と同じ権利がないのは不平等であるとの認識は国民の間でも広がっています。2018年の国立社会保障・人口問題研究所「全国家庭動向調査」によれば、国民の同性カップルについては、75.1%がなんらかの法的保障が認められるべきだと考え、69.5%が同性婚を法律で認めるべきだと考えていることがわかっています。

さらに、内閣府調査では、パートナーシップ制度を導入する地方自治体は2022年1月4日現在で147自治体、第20回統一地方選挙を経た2023年8月時点で278自治体と、実に人口普及率は68.4%まで増えているという民間調査（出典：みんなのパートナーシップ制度）もあり、少しでも異性婚との不平等を縮めてほしいという国民の声が自治体を大きく動かしています。

その上、同性婚やパートナーシップ法がないのはG8で日本とロシアだけであり、LGBTQ差別を含めた日本の人権意識の低さが国際的に非難されることは、国際的な人材獲得競争にマイナスであるため、是正を求める厳しい声が国内の経済界からも上がっています。日本経済団体連合会は、2017年に多様性を重視した社会実現に向けて提言をまとめ、会員企業に呼び掛けており、経済同友会は、約600名のLGBTQなど性的少数者も含めた多様性のある社会実現の宣言への賛同署名を2023年6月に首相に提出しています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、これら国内外の声を真摯に受け止め、日本においても婚姻の平等を実現すべきと考え、以下の項目を実現するよう求めます。

記

- 1 同性婚の法制化を行うこと
- 2 性的指向や性自認に基づく差別を禁止する条項を盛り込むよう「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を改正すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきです。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要ですが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできません。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できます。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところです。

よって、文京区議会は政府に対し、令和5年9月1日にも発足予定の「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を早急に全国展開することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣

国土交通大臣

宛て

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

内閣官房長官

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済） の推進を求める意見書（案）

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっています。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直線型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー（循環型経済）への転換が必要です。

そのためには、日常生活を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラー・エコノミーへと、ライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければなりません。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要です。

よって、文京区議会は政府に対して、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミーの実現を目指し、以下の事項について特段の取組みを求めます。

記

1 資源循環を促進するための制度や施設の整備

貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器や、再エネ等の大量導入により将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。

2 動静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及を促進

製品の設計や製造の段階から廃棄や再生までの、ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。

3 建築物等の長寿命化を促す制度等の創設

建築物においても、スクラップ&ビルドというフロー型から、ストック型への移行が重要であり、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して長寿命化やリノベーションによる建築の価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。

4 製品の長期利用等に資するビジネスやサービスの普及拡大

リファービッシュ品（再生品）の二次流通製品の製品安全担保等に関する環境を整備し、製品の適切な長期利用を促進するリコマース・ビジネス（中古品取引）を育成するとともに 製品の長期利用に資する、シェアリング（共有）、サブスクリプション（期間利用）等のサービスの普及拡大を図ること。

5 地域や施設における資源循環の導入促進

地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環経済）の実現や、高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。

6 より多くの古紙が回収・利用される環境の整備

紙の資源循環を一層推進するため、洋紙由来の古紙に加えて、段ボール等の板紙由来の古紙や、これまで焼却処分されていた未利用古紙の活用を促進するために、自治体が定める回収対象の古紙の範囲を拡大し、出来るだけ多く古紙が回収・利用される環境を整備すること。

7 衣類の資源循環システムの構築

衣類の多くが有効利用されずに焼却・埋立てされている現状に対して、衣類耐久性やリサイクルの容易性等を重視した衣類の循環配慮設計を積極的に進めると同時に、グリーン購入法を通じ、リサイクル素材を活用した衣類を政府や自治体が積極的に使用すること等で、衣類の循環市場を育成すること。

8 建設廃棄物のリサイクルの高度化

建設リサイクル法等を通じて建設廃棄物は約 97%が再資源化されているものの、再資源化はダウンサイクルが中心であることから、水平リサイクル・アップサイクルへの転換を進め、量と質の両立を図ること。

9 自然関連及び気候関連の財務情報開示タスクフォースの推進

企業が自社の事業活動が自然環境に及ぼす影響や依存度に関して情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）と、企業が自社の事業活動が気候変動に及ぼす影響等の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に対して、算定基盤の創設等を率先して進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

経済産業大臣

国土交通大臣

宛て

環境大臣

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する 適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられています。その後、平成 18 年に山形大学を中心に関連 8 学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成 28 年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となりました。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになりましたが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用 J007-2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じています。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告されました。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要となりますが、診療上の評価がされていない現状があります。

よって、文京区議会は政府に対して、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く求めます。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約 10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

文部科学大臣

厚生労働大臣

宛て

国土交通大臣